



地福 第 1008号  
平成30年4月6日

社会福祉法人かながわ共同会  
理事長 草光 純二 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成30年4月6日 から 平成35年4月5日 まで